

令和3年4月7日

〒854-0062
長崎県諫早市小船越町920-4
諫早自動車学校 御中

〒850-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201
電話：095-895-8520 F A X：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）10：30～13：30】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福 崎 博 孝

（申入担当者 弁護士 増 崎 勇 太）

（電話 095-824-8186）



照 会 書

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、将来的に適格消費者団体としての認定申請を予定しています。

さて、貴校は、受講生との入学契約締結に際し、別紙1記載の内容の「誓約書」を取り交わしていると聞き及んでおります。当該誓約書を当法人において検討したところ、その一部に消費者契約法に照らして違法と思われる点があると判断しました。

もっとも、誓約書の記載のみでは、その趣旨や内容が必ずしも判然といたしません。

そこで、当法人は、貴社に対し、入学契約の内容に関して別紙2の通り照会いたします。

つきましては、本質問に対する貴校のご回答を、文書にて、令和3年5月末日までに、当法人（長崎市賑町5番24号向ビル201）にご連絡くださいますようお願いいたします。回答にお時間を要する場合は、その旨をご連絡いただけますと幸甚です。

なお、ご不明な点がございましたら、申入れ担当者までお問い合わせください。

敬具

(別紙1)

【誓約書】

1. 入学後は、学則を遵守し他に迷惑を及ぼすようなことはいたしません。
2. 天災地変及び学校長の意思に反して教習ができないような事態が発生した場合は休校とする。その場合教習生が被った損害は、その責任を負わないものとする。
3. 教習期限は9か月（但し審査は3か月）です。
期限途中及び期限を過ぎた場合にお客様の都合で転校・退校される場合、返金は致しかねます。（但し、やむを得ない事情により途中解約される場合、途中解約金5万円をいただきます。但し、入所日より9か月を過ぎた場合は無効となります。）
4. “のぞみコース”は都合により絶対的でない場合もあることに異議はありません。
5. 授業料をローン・クレジットでお支払いの方は途中解約できないことに異議はありません。
6. ATからMTに移行はできません。MTからATに移行の場合、差額分の返金ができないことに異議はありません。（移行手数料をいただきます。）
7. 教習の基準時限を超えた場合、超過料金を支払うことに異議はありません。
8. 大型、中型、普通免許をお持ちの方は、送迎バスを利用できないことに異議はありません。
9. 予約キャンセルは、キャンセル料をいただく場合があることに異議はありません。

以上誓約いたします。

(別紙2)

ご 質 問

1. 貴校が、消費者との間で締結する入学契約について、契約の内容が記載された契約書書式、パンフレット等がございましたら、当法人にご提供ください。

2. 誓約書第2項は、天変地異及び学校長の意思に反して教習ができないような事態が発生した場合は休校とし、その場合教習生が被った損害について貴校は責任を負わないと定めています。

この点、消費者契約法8条1項1号は、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害について、賠償責任の全部を免除する条項は無効としています。

天変地異や学校長の意思に反して教習ができない場合であっても、貴校に帰責事由が認められる場合は損害賠償責任が発生します(民法415条1項)。誓約書第2項は、このような場合も含めて責任の全部を免除する条項であり、消費者契約法8条1項1号により無効になるものと考えられます。

そこで、誓約書第2項の有効性について、貴校のご見解をご教示ください。

3. 誓約書第3項は、教習期限中のやむを得ない事由による途中解約について、解約金を5万円と定めています。

この点、消費者契約法9条1号は、消費者契約の解除に伴う解約料の定めについて、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものは無効としています。

そこで、貴校が解約金の金額を5万円と定めた算定根拠についてご教示ください。なお、消費者都合による中途解約(転校・退校)に関しやむを得ない事由がなかったとしても、貴校は、前払金から平均的な損害の額を控除した残金を消費者に返金する必要がある、これを一切返金しないという対応は消費者契約法9条1号に反し許されないものと考えます。この点について貴校が異なるご見解を有する場合は、貴校ご見解の内容をご教示ください。

4. 誓約書第5項は、授業料をローン・クレジットで支払う場合は、途中解約ができないと定めています。

この点、消費者と貴校との間で締結される契約は、教習等の事務を委託する準委任契約と解されます。そして、準委任契約は、各当事者がいつでもその解除をすることができる定められています(民法651条1項、同656条)。また、準委任契約が履行の途中で終了したときは、すでにした履行の割合に応じてのみ報酬を請求できるものと定められております(民法648条3項2号、同656条)。

そうすると、誓約書第5項は、消費者に民法上認められている契約解除権を制限する条項と解されます。

消費者契約法第10条は、法令の規定の適用に比して消費者の権利を制限する条項について、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効と定めています。

特に、消費者が契約締結後間もない時期に解約を希望する場合、民法の規定に従えば解約により入学金の大部分（契約の未履行部分に相当する部分）の返還を請求できると考えられるところ、誓約書5項は消費者の解除権を制限し、ひいては契約の解除に伴う入学金の返還請求権を大きく制限するものであって、消費者の利益を害する程度が非常に大きい一方で、同条項が存在することによって消費者が享受できる利益を想定することができないため、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であると考えざるを得ません。したがって、誓約書第5項は、消費者契約法10条により無効であると考えられます。

そこで、誓約書第5項の有効性（特に、当該条項の必要性・相当性を基礎付ける事情や当該条項があることによって消費者が享受できる利益等）について、貴校のご見解をご教示ください。

5. 誓約書第6項は、AT教習からMT教習への移行はできないこと、MT教習からAT教習への移行の場合には差額の返金はされず、移行手数料が発生することが定められています。

この条項について以下の点をご教示ください。

- ①MT教習の料金、AT教習の料金は幾らでしょうか。また、MT教習からAT教習に移行する場合の移行手数料の金額は幾らでしょうか。
- ②自動車学校における教習は、主に学科（座学）と実技（運転講習）で構成されていると思われませんが、AT教習とMT教習で学科（座学）の内容に違いはあるのでしょうか。
- ③MT教習を受講する場合、実技（運転講習）はすべてMT車で行われるのか、あるいは、AT車による運転講習に加え、MT車の運転講習が追加で行われるのか、ご教示ください。
- ④MT教習からAT教習に移行する場合について、差額が返金されないことに加え、さらに移行手数料が発生する理由（教習内容の変更により貴校にどのような損害が発生するのか）をご教示ください。

6. 誓約書第9項は、予約キャンセルによりキャンセル料が発生しうることが定められています。

この条項について以下の点をご教示ください。

- ①キャンセル料が発生するのはどのような場合でしょうか。
- ②キャンセル料の金額及びその算定根拠をご教示ください。
- ③キャンセル料の発生条件および金額について、受講生に対しどのような方法で周知されているのでしょうか。

以上